

第3回ふるさと自慢交流大会

～ふるさと未来創造図～

問い合わせ 協働のまちづくり推進室 ☎22-2279

市では、「住んで良かった、住みたい個性あるまち竹原」にするため、協働のまちづくりを推進しています。

平成17年度から協働のまちづくりに取り組み、「地域を良くしていこう」という原動力が加速し、地域の取り組みも進んできました。

地域の未来を創造していくのは、将来の地域を心配し、そのために今何をすべきかを話し合い、目標を定め実行するなど地域で頑張っている人々です。

地域の未来づくりに向けて、地域の人々が発表します。ぜひ、ご来場ください。

日時 1月30日(土)

13時30分～16時30分

場所 勤労青少年ホーム3階
※駐車場は市職員駐車場をご利用ください。

内容

- ① 地域行動プラン（5年間の将来計画）策定までの経緯
- ② 計画の内容
- ③ 取り組み状況 など



協働のまちづくり

地域で事業が展開されています

問い合わせ 協働のまちづくり推進室 ☎22-2279

協働のまちづくりを推進するため、市では「地域コミュニティの充実」を重点にしています。

平成18年度から、自治会・市民活動団体・学校・公民館・行政などが連携し、自治会よりも大きな枠で、地域の課題や将来像を話し合い、解決や実現を図る住民自治組織づくりを進めています。

この組織設立後は、地域の5年間の取り組み目標を定めた「地域行動プラン」の策定を支援しており、プランに位置づけられた新規事業には、市から助成金を交付します。

現在、各地区では意見交換会、一人1アンケート、ワークショップなどで出た意見を参考に、下記のように様々な事業を展開しています。この取り組みの進捗状況をみなさんにご報告します。



▶ 地域行動プランの一例

▼各地区の進捗状況（平成21年12月末現在）

地区名	進捗状況		地区名	進捗状況	
	組織計画	平成21年度主な実施事業（一例）		組織計画	平成21年度主な実施事業（一例）
田万里地区	済	田万里町の文化財・遺跡に関する冊子の作成	吉名地区	済	地域交流ウオークラリー大会、自主防災訓練
荘野地区	済	環境啓発活動、自主防災訓練	大井・宿根地区	済	スポーツ広場芝生化、自主防災訓練
仁賀地区	済	植樹、道路・河川美化活動	小梨地区	済	ホタル祭り、蕎麦づくり、菖蒲の植付
東野地区	済	防犯・防災啓発、自主防災訓練	中通地区	当面現状維持	
竹原第1地区	済	家庭での防災啓発、自主防災訓練	大乘地区	今年度組織の設立を目指し協議中	
竹原第2地区	引き続き協議中		忠海第1地区	済	防災体制の拡充に向けた協議、自主防災訓練
竹原第3地区	済	正月飾り作成、防災資機材整備	忠海第2地区	引き続き協議中	
竹原第4地区	当面現状維持		忠海第3地区	今年度組織の設立を目指し協議中	
竹原第5地区	済	自主防災訓練の実施			

議案12件を可決 平成21年第4回竹原市議会定例会終わる

11月30日から12月2日までの3日間、定例議会が開会され、議案13件が可決されました。主な議案はつぎのとおりです。

◇竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

職員給料月額や勤務時間等を改定するものです。

◇竹原市税条例等の一部を改正する条例案

市税その他、市の徴収に係る督促手数料を廃止するものです。

◇竹原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

後期高齢者医療の保険料に係る延滞金の割合について特別措置を定めるものです。

◇平成21年度竹原市一般会計補正予算(第5号)

国の経済危機対策に呼応して、交付金などを活用した光ファイバー網の整備に要する経費として、総額15億1621万5千円を計上するものです。

税の申告準備はお早めに！ 書類をそろえてスムーズな申告を！

問い合わせ 税務課課税係 ☎22-7732

今年も市県民税の申告の時期が近づいてきました。

必要な書類を事前に作成しておく、申告にかかる時間が短縮されます。用紙は税務課に備え付けていますので、お気軽にお尋ねください。

受付期間

2月16日(火)～3月15日(月)

申告に必要な物

①印かん

②給与、公的年金などの源泉徴収票

③営業、農業、不動産などの所得がある人は収支内訳書

④生命保険料、地震保険料、の控除証明書

⑤国民年金保険料の控除証明書または領収書

⑥配偶者特別控除を受ける人は配偶者の所得を明らかにできるもの

⑦年の途中に転入した人は、前住地で支払った国民健康保険税の領収書など

営業、農業、不動産などの所得がある人

収支関係に記載した「収支内訳書」(昨年1年間の収入と支出を経費区分ごとに分けたもの)を申告書に添付してください。

医療費控除を受ける人

昨年1年間に多額の医療費を支払った人は、医療費控除

を受けることができる場合があります。領収書を、医療を受けた人と病院・薬局ごとにまとめ、「医療費の明細書」に記入して申告書に添付してください。また、保険などにより補てんされた金額を確認できるものも必要です。

申告しなくてもよい人

①税務署に所得税の確定申告をする人

②給与所得のみでその給与支払報告書が市役所に提出されている人(※)

③公的年金所得のみの人(※)

④市内に居住している他の所得者の扶養親族として申告済みの人

※②・③に該当する人で、各種控除を受ける場合は申告が必要です。

償却資産の申告はお済みですか？

申告が必要な人
事業を営んでいて、事業用の資産を所有している人(目安として、申告資料の固定資産台帳に償却資産がある人など)
申告
2月1日(月)までに、申告書(税務課に備え付け)により税務課課税係へ

所得税の還付申告は1月から

所得税の還付を受けるための申告は、1月から提出することができます。還付申告書は早めに提出しましょう。

申告に必要な物
源泉徴収票、印かん、保険料等支払証明書など

※この他の書類等が必要になる場合があります。

社会保険料控除	・支払った国民年金保険料の納付証明書
医療費控除	・支払った医療費の領収書 ・保険などで補てんされる金額の明細書
生命保険料控除	・支払保険料の証明書
地震保険料控除	・支払保険料の証明書(地震保険及び旧長期損害保険料)
住宅借入金等特別控除	・登記事項証明書 ・住民票の写し ・売買契約書の写しや請負契約書の写しなどで家屋の取得年月日等を明らかにする書類 ・住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書

▼添付書類

竹原税務署
☎22-0485